

ブラジルでの食肉の不正事件について

〔平成 30 年 6 月 1 日一部改定
輸入検査の強化解除等について更新〕

Q1 ブラジルでの食肉の不正事件はどのようなものですか？

A1 ブラジル政府の発表によると、食肉検査の不正行為に関連して、ブラジル国内の 21 の処理・加工・製造施設が検査対象とされました。

このうち 3 施設については操業停止措置がとられ、他の 18 施設についてはブラジル農務省の特別検査の対象となり、出荷停止措置がとされました。その後、特別検査対象施設のうち、6 施設について操業停止措置がとされました。

なお、はちみつ、プロポリスを製造し日本に輸出していた 1 施設 (BREYER & CIA LTDA (SIF:3522)) については、当初、連邦警察による検査において、衛生証明書の発行手続の不正が疑われましたが、ブラジル農務省 (MAPA) による特別検査において、連邦警察の検査員が当該施設を鶏肉加工施設であると誤認していたことが判明し、当該施設において不正の事実はなかったこと、衛生管理に問題が認められなかったことが確認されました。

現在も引き続きブラジル政府に対して詳細な情報の提供を求めていきます。

(注) 平成 27 年度のブラジルからの食肉、食肉製品の輸入実績は 43 万 7 千トン。うち 42 万 1 千トンが冷凍鶏肉。

(注) ブラジル国内の処理・加工・製造施設は約 4800 施設が操業中とされています。

Q2 操業停止措置、特別検査の対象となった施設から鶏肉等の輸入はあったのですか？

A2 平成 25 年度以降に営業目的で輸入された食品の食品衛生法に基づく届出情報^(注1)を確認したところ、操業停止措置がとられた 9 施設から鶏肉等の食品の輸入実績はありませんでした。

また、その他の特別検査の対象となっている 12 施設のうち、2 施設から直近の輸入実績が確認されました。1 施設から、鶏肉が平成 28 年度に 8 千 7 百トン、平成 27 年度に 8 千 9 百トン、また、他の 1 施設からは、はちみつが平成 27 年度に 7.28 トン（平成 28 年度は 0）とプロポリスが平成 27 年度に 27 キロ（平成 28 年度は 0）輸入されていました。上記以外の 10 施設からの鶏肉等の輸入実績はありませんでした。

なお、平成 29 年 3 月 21 日、これら 2 施設から輸入された鶏肉、はちみつ、プロポリスについて、輸入業者に流通状況を調査し、在庫が確認された場合には詳細な情報が確認されるまで販売を見合わせるよう要請し、また、調査の結果、輸入業者や販売先において、鶏肉 1,042 トン、はちみつ 7.28 トン（輸入全量）、プロポリス 13kg^(注2) の在庫が確認されたため、平成 29 年 3 月 24 日、2 施設から出荷された鶏肉等に加え、出荷施設が不明なものについても、販売を見合わせるよう指導しました（Q3 参照）。

（注 1）検疫所の輸入食品監視情報システムの検索結果

(注2) 平成29年5月30日12:00時点
(参考) 鶏肉の年間総輸入量(平成27年度) 56万トン

Q3 厚生労働省は輸入検査を強化しているのですか?

A3 捜査の対象となった21施設で処理・加工・製造された鶏肉、はちみつ、プロポリスなどの畜産食品について、平成29年3月21日以降、輸入手続きを保留し、輸入を認めないこととしました。その後のブラジル政府からの情報を踏まえ、はちみつ、プロポリスを製造し日本に輸出していた1施設については、平成30年6月1日以降、輸入を認めることとしました(A1参照)。

また、21施設以外のブラジル国内の施設で処理・加工・製造された畜産食品については、平成29年3月21日以降、輸入時検査を強化し、貨物を留め置いて、検疫所の食品衛生監視員が衛生状態に異常がないか検査を実施するとともに、登録検査機関においてサルモネラ属菌などの検査を実施することとしていました。^(注1)。

これまでに鶏肉のサルモネラ属菌の検査を766件実施し、173件(22.6%)が陽性でした^(注2)。なお、過去の市販鶏肉の調査のひとつでは、国産鶏肉で9.5~63.8%、輸入鶏肉で13.6~17.0%^(注3)からサルモネラ属菌が検出されています。また、サルモネラ属菌が陽性の鶏肉について、検疫所は確実に加熱加工されることを輸入者に確認しています。

また、平成30年6月1日以降、上記のはちみつ、プロポリスを製造し日本に輸出していた1施設についても、輸入時検査の対象とすることとしました。

これらの対応については、今後のブラジル政府からの情報、輸入時の検査の結果等により、必要に応じ見直すこととしています。

(注1) 食肉についてはサルモネラ属菌の検査、食肉製品についてはサルモネラ属菌、大腸菌群などの食肉製品の成分規格検査。

(注2) 平成30年5月24日時点

(注3) 「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉におけるサルモネラ属菌～」2012年1月食品安全委員会

(参考)「ブラジル産鶏肉等の取扱いについて」(平成29年3月21日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000155988.pdf>

(参考)「ブラジル産鶏肉等の取扱いについて」(平成29年3月24日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000156531.pdf>

(参考)「「ブラジル産鶏肉等の取扱いについて」の一部改正について」(平成30年6月1日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000209862.pdf>

Q4 平成 30 年 3 月 5 日にもブラジル政府から食肉の不正事案が公表されました
が、どのような対応をしましたか。

A4 ブラジル政府によると、平成 26 年から平成 27 年までの間に民間の検査施設及び食肉処理施設がサルモネラ属菌の検査結果を改ざんしてブラジル農務省に報告していたとのことです。これまでに日本向けに輸出された製品については不正がなかったことをブラジル政府に確認していますが、念のため、平成 30 年 3 月 9 日以降、該当する食肉処理施設 3 施設で処理・加工・製造された鶏肉等については、輸入時にサルモネラ属菌などの検査を実施することとしました。

(参考) 「ブラジル産鶏肉等の取扱いについて」(平成 30 年 3 月 9 日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/jouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000197091.pdf>